

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地整備課の設置（平成23年度～）

平成23年度に、平成18年度に設置した「市街地整備室」を改編し、「中心市街地整備課」として推進体制の強化を図っている。

平成29年度時点における要員は6名。

(2) 鳥取市中心市街地再生本部（平成19年度～）の設置

基本計画について協議するための庁内における横断的な内部委員会として、関係各課による「鳥取市中心市街地再生本部」（以下、「再生本部」）を平成20年1月に設置した。再生本部では、事業の一体的な推進を図るための「本部」、各課で実施する中心市街地に関する事業の情報共有と意思統一に重点を置く「幹事会」、具体的な事業を推進するための6つの「部会」が組織されている。

■ 構成員（平成29年12月時点）

（本部） 本部長：副市長 副本部長：都市整備部長

本部員：教育長、総務部長、中核市推進局長、庁舎整備局長、総務調整局長、防災調整監、人権政策監、企画推進部長、地域振興局長、福祉部長、健康こども部長、経済観光部長、農林水産部長、環境下水道部長

（幹事会） 幹事長：都市整備部長 副幹事長：経済観光部長

幹事：総務課長、行財政改革課長、財産経営課長、庁舎整備局次長、固定資産税課長、政策企画課長、協働推進課長、文化交流課長、地域振興課長、高齢社会課長、こども家庭課長、経済・雇用戦略課長、観光戦略課長、農業振興課長、都市企画課長、交通政策課長、都市環境課長、道路課長、建築指導課長、建築住宅課長、生活環境課長、教育総務課長、学校教育課長、文化財課長、中心市街地整備課長

事務局：都市整備部中心市街地整備課

■ 平成29年度開催状況

回	年月日	主な議題
第1回幹事会	H29. 5. 26	○中心市街地再生の取り組みの進捗状況について ○第3期中心市街地活性化基本計画の策定について
第1回本部会	H29. 6. 5	○中心市街地再生の取り組みの進捗状況について ○第3期中心市街地活性化基本計画の策定について
第2回本部会	H29. 8. 29	○第3期中心市街地活性化基本計画（案）について
第2回幹事会	H29. 9. 28	○第3期中心市街地活性化基本計画（案）について
第3回本部会	H29. 10. 10	○第3期中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 市議会における審議の内容

平成 25 年 3 月の 1 期計画策定以降の、市議会における中心市街地活性化に関する主な審議の内容は以下のとおり

年月	審議・討議内容
平成 25 年 6 月 議会	<p>(市長所信要旨)</p> <p>今年度より、第 2 期中心市街地活性化基本計画が始動した。この基本計画では、「街なか居住の推進」及び「賑わいの創出」を基本方針に位置付けて強力的に推進している。</p> <p>7 月 7 日に完成予定の鳥取駅前シンボル・スクエアの整備は、計画段階から建設、運営まで官民共同で進めている事業で、このたび、その愛称が「バード・ハット」に決まった。さらに、前日の 7 月 6 日には、本市の国際交流、観光交流の拠点として、とりせん角の日交ビルに鳥取市国際観光物産センター「まちパル鳥取」がオープンする予定である。</p> <p>今後も、これらの魅力ある空間等により、駅周辺の賑わいを創出し、「因幡国の都市核」としての中心市街地の再生に取り組んでいく。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第 1 期中心市街地活性化基本計画で浮き出た課題と第 2 期計画で特に市民に対し重点に示されることは何か伺う。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>第 1 期中心市街地活性化基本計画は、73 事業を計画し、うち 69 事業が完了または実施中となっており、着手率は 95%となっている。多岐にわたる事業の実施により、計画策定時に比べ、居住人口、歩行者通行量は増加した。引き続き、居住人口の増加策、地域資源を活かした賑わいづくりに力を入れていくことが課題となっている。空き店舗数については、廃業数の増加等により減少しておらず、目標は達成できていないが、所有者にも協力をいただき、空き店舗を生まない仕組みづくりに取り組むことを課題と考えている。</p> <p>第 2 期計画では、「街なか居住の推進」と「賑わいの創出」という 2 つの柱で目標を掲げ、4 つの重点施策を打ち出した。具体的には、空き家・空き地などの既存ストックの利活用の促進や転入施策を一層強化すること。これはまちなか居住に関連しており、新規定住者の増加を目指す取り組みを推進する。2 点目として、鳥取駅周辺の多様な機能の活用・拡充を図るとともに、駅前太平線バード・ハット等の活用により駅周辺の魅力・集客力を向上することを挙げている。第 3 点に、100 円循環バスくる梨の緑コースの増設などにより公共交通の拡充を図り、回遊性の向上あるいは公共交通の利便性を高めることを実施している。4 番目に、鳥取城跡周辺の案内機能、駐車場機能、商業機能等を整備・改善するといった取り組みも、観光交流を推進するという観点から取り組もうとしている。</p>

平成 25 年 8 月 議会	<p>(質問要旨)</p> <p>鳥取駅周辺再生基本計画では、駅前商店街や本通り商店街など駅周辺をゾーン分けしているが、今後、連続性を持って各ゾーン間を回遊し、滞留していただくことが、重要になると考える。それぞれのゾーンの連携をどのように図っていくのか伺う。</p> <p>(都市整備部長答弁要旨)</p> <p>現在、鳥取駅周辺において、鳥取駅へのアクセスを改善するための駅南ロータリー改修工事や新たに合計 600 人の学生や教職員を迎える見込みの医療看護専門学校を設置など、人の流れを生み出す取り組みを進めている。この流れをバード・ハットや本通り方面に回遊させるためには、各商店街の連携が必要と認識している。例としては、去る 7 月 7 日にはバード・ハット、サンロード、まちパル鳥取、パレットとつとりと、それぞれのゾーンの拠点施設が連携し、同日にイベントを開催するとともに、各ゾーンで一体的に広報することにより、多くの来訪者が訪れ、賑わいの創出と回遊性の向上が図られたところである。今後もさらに、同様の官民連携及びゾーン連携により賑わいを創出していく。</p>
平成 26 年 12 月 議会	<p>(質問要旨)</p> <p>駅前太平線バード・ハットは昨年 7 月に整備されてから約 1 年半となるが、その利用状況や周囲の歩行者・自転車通行量の状況と今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(都市整備部長答弁要旨)</p> <p>駅前太平線バード・ハットは昨年 7 月にオープンしてから、平成 25 年度は週末を中心に 38 件のイベントを開催し、約 8 万 5 千人の来街者があった。平成 26 年度は 11 月末現在で 25 件のイベントを開催し、約 4 万 9 千人となっている。駅前太平線周辺 12 地点の歩行者・自転車通行量も、平日で事業前の平成 23 年度 20,840 人に対し平成 26 年度 21,589 人、休日で平成 23 年度 17,229 人に対し平成 26 年度 23,824 人と増加した。</p> <p>今後も、商店街、民間団体、行政等が連携してイベントを開催し、集客によるにぎわいの創出を図っていききたいと考えている。</p>
平成 27 年 2 月 議会	<p>(質問要旨)</p> <p>中心市街地活性化協議会の体制強化についてどのように考えているのか伺う。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>これまでも段階的に業務等の見直しを図り、法定構成員であります商工会議所、鳥取開発公社、そして協議会、本市の 4 者で役割分担を行い、運営してきている。協議会は、本年 4 月 1 日より、これまで商工会議所内に事務所があったが、まちなかの中心部であるパレットとつとりの市民交流ホールに移転し、認知度を向上させていくことや情報発信機能等の強化を図りながら、より身近な組織として活動していく予定としている。</p> <p>今後、新たなタウンマネージャーや新たな場所により活動される同協議会とこれまで以上の連携を図りながら、各種事業の取り組みを推進していききたいと考えている。</p>

<p>平成 28 年 2 月 議会</p>	<p>(質問要旨) 第 2 期中心市街地活性化基本計画は後半に入るが、現在まで取り組まれた事業の進捗状況、並びに今後どのような事業に取り組むのか伺う。</p> <p>(市長答弁要旨) 第 2 期鳥取市中心市街地活性化基本計画では、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間に 59 事業を実施することになっている。今年度末で開始から丸 3 年を迎えることとなるが、これまでに鳥取駅南口交通広場整備事業など 8 事業が完了しており、100 円循環バスくる梨運行事業や鳥取赤十字病院整備事業など 46 事業が実施中である。今後は、市道扇幸町 1 号線整備事業などによる駅周辺の回遊性の向上と賑わい創出、鳥取城跡大手登城路復元整備事業などによる鳥取城跡周辺の地域資源を生かした観光交流の促進、新規創業・開業支援などによる商業の振興、遊休不動産を活用したリノベーションによるまちづくりなど、賑わいのある中心市街地への再生を図っていきたいと考えている。</p>
<p>平成 28 年 9 月 議会</p>	<p>(質問要旨) 中心市街地では、遊休不動産を活用したリノベーションスクールが開催されているが、成果はどうか伺う。</p> <p>(都市整備部長答弁要旨) 平成 26、27 年度の 2 回のリノベーションスクールでは、合計 6 件の対象物件を活用したリノベーションの事業計画が提案された。その中で、末広温泉町の旧喫茶店の物件は、ブックカフェ「ホンバコ」として昨年 5 月にオープンした。また、「鳥取大丸の屋上の庭園プロジェクト」という提案もされており、クラウドファンディングによる資金調達に成功し、本年 11 月にオープンする予定となっている。その他の物件についても、民間を中心に事業化に向けた取り組みが継続されている。また、このスクールを契機として民間のまちづくり会社が設立されたことも成果の 1 つであると考えている。このスクール以外でも、空きビルをゲストハウスに再生するなど、民間まちづくり会社が主体となった事業化の事例も出てきている状況である。</p>
<p>平成 29 年 6 月 議会</p>	<p>(質問要旨) 城下町整備の長期的なビジョンについて、所見を伺う。</p> <p>(市長答弁要旨) 第 2 期鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づくさまざまな取り組みを進めており、その中で鳥取城跡周辺地区は「歴史・文化等を有する豊かな居住・交流の舞台」と位置づけ、鳥取城跡等を中心とする歴史・文化、久松山を背景にした良好な景観等の資源を生かした居住や交流の促進を図っている。現在、第 3 期計画の策定を進めているが、大手登城路等鳥取城跡周辺の整備とあわせて、地域と連携した既存ストックなど地域資源の利活用の促進やリノベーションによるまちづくりの推進などによる城下町エリア全体の魅力づくりや、城下町を訪れる方の回遊性を高める仕組みづくり、また効果的な情報発信などを通して、多くの人を訪れて、賑わいにあふれ、地域の人たちが心豊かに暮らしていける、まちづくりを目指していきたいと考えている。</p>

	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画の策定について、タウンミーティングなどで市民の声を聞いて、中心市街地活性化に取り組んでいただきたいと考えるが、取り組みの進め方について伺う。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>中心市街地内の各地域の現状や居住、商業、文化、福祉等都市機能を踏まえたまちづくりを進めていくことが重要であり、検討委員会等での意見を踏まえ、示していくこととしている。今後、商店街や地域、民間団体等に出向き意見交換等も行っていくこととしている。市民の皆様が考えておられる地域課題をこの計画に反映させていくことにより、行政、市民が一体となって中心市街地の再生に向けて取り組んでいきたいと考えている。</p>
--	---

(4) 第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会の設置

平成29年度に、現行計画の検証と実効性のある計画の策定をめざし、専門的な視点で協議するため、学術研究者、商業・福祉・交通・観光事業者、住民団体の代表等で構成する「第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会」を設置し、計画の策定に向け6回の委員会を開催した。

■ 構成員

◇第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会（16名）（順不同・敬称略）

役職	所属団体名等	氏名	備考
委員長	鳥取環境大学准教授	倉持 裕彌	有識者
副委員長	鳥取大学准教授	桑野 将司	有識者
委員	鳥取商工会議所副会頭	英 義人	経済界
〃	鳥取市商店街振興組合連合会理事長	渡辺 博	商業
〃	鳥取市自治連合会副会長	土橋 周美	住民
〃	(株)鳥取銀行ふるさと振興部 暮らしと経営相談所長	玉木 真人	金融
〃	日ノ丸自動車(株) 営業部長	中島 文明	交通
〃	(公財)鳥取市文化財団理事長	木谷 清人	文化
〃	(福)鳥取市社会福祉協議会常務理事	坂本 雄司	福祉
〃	(一社)鳥取市観光コンベンション協会観光事業課長	徳田 勇人	観光
〃	鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー	成清 仁士	まちづくり
〃	(一社)まるにわ理事	中村 彩	まちづくり
〃	とっとり若者地方創生会議	安田 里菜	住民
〃	(公社)鳥取県宅地建物取引業協会東部支部長	杉本美智子	不動産
〃	(一社)鳥取県建築士会東部支部長	赤山 渉	建築
〃	(一社)地域サポートネットワークとっとり代表	山口 朝子	児童福祉

■開催状況

◇検討委員会

回	年月日	主な議題
第1回	H29. 6. 1	○中心市街地再生の取り組みの進捗状況 ○中心市街地活性化に関するアンケート結果 ○第3期中心市街地活性基本計画の策定
第2回	H29. 7. 3	○中心市街地活性化に関するアンケート結果 ○第3期中心市街地活性化基本計画における重点施策及び今後の取り組み概要(案)
第3回	H29. 8. 4	○第3期中心市街地活性基本計画 (案)
第4回	H29. 9. 11	○第3期中心市街地活性基本計画 (案) 及び鳥取駅周辺まちづくり構想 (案)
第5回	H29. 10. 5	○第3期中心市街地活性基本計画 (案)
第6回	H29. 12. 22	○第3期中心市街地活性基本計画 (案)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

本市では、平成19年4月1日、改正中心市街地活性化法第15条に基づき、鳥取商工会議所と財団法人鳥取開発公社が共同設立者となり「鳥取市中心市街地活性化協議会」が設立された。

本協議会は、行政と民間事業主体・地域との調整や活性化方策の企画・実施等、中心市街地活性化を一体的に推進する総合的なタウンマネジメント組織として活動している。

協議会は総会、運営委員会、タウンマネジメント会議を開催する。運営委員会はタウンマネジメント会議を統括し、中心市街地活性化に関わる総合調整や事業推進に関する活動を行う。タウンマネジメント会議は、より専門的な観点から協議し、各事業の実施に関わる内容について協議する。

(2) 構成員及び開催状況

■ 構成員

構成員 72 団体（平成 29 年 10 月 1 日現在）

（内訳 会員：50、賛助会員：8、特別委員：9、オブザーバー等：5）

役 職	団 体 名
会長	鳥取商工会議所
副会長	一般財団法人鳥取開発公社
会員(運営委員会)	鳥取市商店街振興組合連合会
会員(運営委員会)	鳥取本通商店街振興組合
会員(運営委員会)	末広温泉町商店街振興組合
会員(運営委員会)	新鳥取駅前地区商店街振興組合
会員(運営委員会)	株式会社鳥取大丸
会員(運営委員会)	日ノ丸自動車株式会社
会員(運営委員会)	鳥取医療生活協同組合
会員(運営委員会)	一般社団法人鳥取県建築士会
会員(運営委員会)	日進地区自治連合会
会員(運営委員会)	株式会社新日本海新聞社
会員(運営委員会)	鳥取大学地域学部
会員(監事)	株式会社鳥取銀行
会員(監事)	鳥取県中小企業団体中央会
会員	鳥取市土地開発公社
会員	日本交通株式会社
会員	若桜街道商店街振興組合
会員	鳥取二階町商店街振興組合
会員	鳥取太平線通り商店街振興組合
会員	智頭街道商店街振興組合
会員	瓦町商店街振興組合
会員	鹿野街道筋振興会
会員	イオンリテール株式会社イオン鳥取店
会員	株式会社日ノ丸総本社
会員	鳥取信用金庫
会員	鳥取商工会議所青年部
会員	中国電力株式会社鳥取支社
会員	公益財団法人鳥取民藝美術館
会員	まちづくりレディース鳥取
会員	袋川をはぐくむ会
会員	鳥取情報文化研究所
会員	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
会員	J R 西日本山陰開発株式会社

会員	株式会社ちむら
会員	公立大学法人公立鳥取環境大学
会員	日本海テレビジョン放送株式会社
会員	有限会社ヨコイ
会員	西日本旅客鉄道株式会社米子支社鳥取鉄道部
会員	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部
会員	鳥取瓦斯株式会社
会員	株式会社今井書店
会員	街づくり株式会社いちろく
会員	仁風閣貴婦人プロジェクト
会員	有限会社アクト・ワン
会員	株式会社サンマート
会員	鳥取赤十字病院
会員	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
会員	有限会社大文字広告社
会員	株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
賛助会員	株式会社鳥取テレトピア
賛助会員	民藝館通り・文化村商店會
賛助会員	川端界限活性化協議会
賛助会員	若桜街道戎町地区建設準備組合
賛助会員	一般社団法人地域サポートネットワークとっとり
賛助会員	特定非営利活動法人トラスト
賛助会員	川一アーケード管理組合
賛助会員	鹿野街道五十市
特別委員(運営委員会)	鳥取警察署
特別委員(運営委員会)	鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
特別委員(運営委員会)	鳥取県商工労働部企業支援課
特別委員(運営委員会)	鳥取市経済観光部
特別委員(運営委員会)	鳥取市都市整備部
特別委員(運営委員会)	公立鳥取環境大学人間形成教育センター
特別委員(運営委員会)	鳥取県東部広域行政管理組合消防局
特別委員(運営委員会)	公益社団法人鳥取県防犯連合会
特別委員(運営委員会)	鳥取県元気づくり総本部東部振興監東部振興課
オブザーバー	経済産業省中国経済産業局
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所
オブザーバー	独立行政法人都市再生機構西日本支社
アドバイザー	独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部
タウンマネージャー	鳥取市中心市街地活性化協議会

■平成 29 年度以降の会議等の開催状況

年月日	会名	検討事項
H29. 6. 13	第 1 回運営委員会	平成 28 年度事業報告及び収支決算書について協議、2 期計画フォローアップ、3 期計画の策定及び当協議会の取り組みについて報告
H29. 6. 21	定時総会	平成 28 年度事業報告及び収支決算書について決定、2 期計画フォローアップ、3 期計画の策定及び当協議会の取り組みについて報告
H29. 6. 26	第 1 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)について協議
H29. 7. 21	第 2 回駅周辺のエリア連携推進会議	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)について協議

	(専門部会)	
H29. 8. 28	第 3 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)、3期計画検討委員会への提案(中間報告)について協議
H29. 9. 22	第 4 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)、3期計画検討委員会への提案について協議
H29. 9. 29	第 2 回運営委員会	3期計画の策定、鳥取駅周辺エリア活性化事業、当協議会会員の中心市街地活性化にかかる取り組みについて協議
H29. 11. 6	中活協会員全体意見交換会	3期計画(案)について意見交換
H29. 11. 20	第 1 回タウンマネジメント会議	3期計画(案)における課題について協議
H29. 11. 28	第 3 回運営委員会	3期計画の策定、3期計画(案)に対する意見書(案)について協議
H30. 2. 28	第 2 回タウンマネジメント会議	鳥取駅周辺エリア活性化事業について協議
H30. 2. 28	第 5 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺将来ビジョンたたき台(案)について協議
H30. 3. 15	第 4 回運営委員会	各種事業の進捗状況について報告、平成 30 年度事業方針(案)及び収支予算(案)について協議
H30. 3. 22	臨時総会	各種事業の進捗状況について報告、平成 30 年度事業方針(案)及び収支予算(案)について決定
H30. 6. 15	第 1 回運営委員会	平成 29 年度事業報告及び収支決算書、役員改選について協議、2期計画フォローアップ及び3期計画の認定について報告
H30. 6. 29	定時総会	平成 29 年度事業報告及び収支決算書、監査報告、役員改選について決定、2期計画フォローアップ及び3期計画の認定について報告
H30. 10. 5	第 2 回運営委員会	鳥取市中心市街地活性化協議会の運営体制、平成 30 年度事業推進について協議
H31. 1. 31	事前協議	3期計画の変更申請について協議
H31. 3. 18	第 3 回運営委員会	各種事業の進捗状況について報告、平成 31 年度鳥取市中心市街地活性化協議会の運営体制、活動計画、収支予算、規約改正について協議
H31. 3. 26	臨時総会	平成 31 年度運営体制に伴う規約改正、活動計

		画、収支予算について決定
R1. 5. 31	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R1. 6. 17	第1回運営委員会	平成30年度事業報告及び収支決算書について協議、3期計画フォローアップ、令和元年度各種活動の状況について報告
R1. 6. 21	定時総会	平成30年度事業報告及び収支決算書、監査報告について決定、3期計画フォローアップ、令和元年度各種活動について報告
R1. 12. 18	第2回運営委員会	賛助会員の入退会について協議、各種活動の状況について報告、意見交換
R2. 3. 23	第3回運営委員会	各種活動の状況について報告、新会長の選任について、令和2年度活動計画（案）及び収支予算（案）について協議
R2. 3. 27	臨時総会	新会長の選任について、令和2年度活動計画及び収支予算について決定
R2. 5. 20	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R2. 7. 10	第1回運営委員会	令和元年度事業報告及び収支決算・監査報告、役員改選、令和2年度活動推進について協議、3期計画フォローアップについて報告
R2. 8. 28	定時総会	令和元年度事業報告及び収支決算・監査報告、役員改選について決定
R2. 8. 31	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R2. 12. 25	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R3. 1. 27	第2回運営委員会	鳥取駅周辺再生基本構想（第2期）（案）、活動状況について協議
R3. 4. 27	第1回運営委員会	令和2年度活動報告及び収支決算、令和3年度活動計画（案）及び収支予算（案）について協議
R3. 5. 10	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R3. 5. 31	定時総会	令和2年度活動報告及び収支決算・監査報告、令和3年度活動計画及び収支予算について決定
R3. 12. 20	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R4. 3. 30	第2回運営委員会	令和4年度活動計画（案）及び収支予算（案）について協議、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画のスケジュール及び概要について報告
R4. 4. 20	臨時総会	令和4年度活動計画（案）及び収支予算（案）について決定、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画のスケジュール及び概要について報告
R4. 5. 6	事前協議	3期計画の変更申請について協議

(3) 鳥取市中心市街地活性化協議会から提出された第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

受鳥中活協第14号
平成30年1月31日

鳥取市長
深澤義彦様

鳥取市中心市街地活性化協議会
会長 藤縄匡伸

「第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書

平成29年11月24日付け第118号で貴市より意見照会のありました「第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)」(以下「第3期基本計画(案)」という。)については、概ね適当であると認めます。なお、第3期基本計画(案)を実効性のあるものとするため、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見を申し添えます。

記

(1) 地域資源を活かした交流人口の拡大に向けて

交流人口の拡大に向けては、山陰東部圏域の中核を担う鳥取市の中心拠点として、特に鳥取駅周辺エリアにおいて、広域のエリア連携と交流を促進するハブ拠点としての役割が期待される。そして、周辺エリアも含む地域資源を活かす取り組みや情報の集積と発信、利用者・来街者の視点に立った機能の拡充が必要となる。新市役所本庁舎整備や鳥取城跡復元整備といった第3期基本計画(案)における大型事業に加え、山陰自動車道の整備や国を挙げての観光振興の機運を好期として、さらに事業を連鎖させて市民と来街者の期待値と満足度を向上することが望まれる。

(2) 滞在・回遊による経済活力の向上に向けて

鳥取市中心市街地への新たな来街目的を創出し、玄関口となる鳥取駅からの回遊や滞在による時間消費を誘導するためには、現市役所本庁舎の跡地活用が重要となる。都市再生に向けた貴重な種地であるため十分な議論が必要になるが、暫定的な活用も含めて間を置かない活用検討が望まれる。また、城下町の痕跡をはじめとした歴史的資源や個性的な個店が集まる商店街を鳥取のまちの個性として改めて共有するとともに、空き店舗活用や公共空間の活用により「鳥取らしさ」を感じられる魅力づくりや体験のストーリーづくりに

取り組んでいく必要がある。

(3) 若年層のまちなか暮らしの促進に向けて

住み続けたい、行ってみたい、帰ってきたいまちとして鳥取市中心市街地が若年層に「選ばれる」には、目に見える変化によってまちの満足度と期待値を向上させることが重要であるとともに、交流の中でつながりを育み、まちなか暮らしの魅力を体感する機会をつくることが大切となる。加えて、まちなか居住の受け皿の確保が不可欠となるが、空き家や遊休空間の活用による住宅確保、起業支援や企業誘致等を含めた働く場所の確保や子育て環境の充実を図っていく必要がある。

(4) 官民連携による活性化施策の推進について

当協議会では、タウンマネジメント会議、専門部会、会員意見交換会、運営委員会等を適宜開催し、多様な団体の連携のもと幅広い意見を汲み取りながら中心市街地活性化に向けた議論や実践を進めてきた。山陰東部圏域の中心拠点にふさわしい発展を目指し、第3期基本計画（案）の遂行にあたり一丸となって取り組む所存であり、鳥取市には今後も官民連携による活性化施策の推進に取り組んで頂きたい、より一層の支援をお願いしたい。

以 上

(4) 協議会の規約

第1章 総 則

(設 置)

第1条 鳥取商工会議所及び一般財団法人鳥取開発公社（中心市街地整備推進機構）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年六月三日法律第九十二号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、協働で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、鳥取市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により鳥取市が作成する基本計画（以下、「基本計画」という。）、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項について意見提出
- イ 鳥取市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 鳥取市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 鳥取市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信（協議会のホームページ並びに鳥取商工会議所の会報に掲示する。）
- キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業推進に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ アからエまでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること。

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

- ア 各種組織、団体との交流
- イ 関係情報の収集
- ウ その他、目的達成のための必要な活動

(公告の方法)

第5条 協議会の活動について、広く鳥取市民の意見を反映させるために、協議会のホームページ並びに鳥取商工会議所の会報に掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

第2章 会 員

(会員)

第6条 会員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に該当するものをもって構成する。

(賛助会員)

第7条 前条に規定するもののほか、第3条の目的に賛同し、この協議会に入会するものをもって賛助会員とする。

(入会)

第8条 会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、運営委員会の承認を得なければならない。

(会 費)

第9条 会員及び賛助会員は、総会で定めるところにより、年会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員及び賛助会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員または賛助会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第11条 会員及び賛助会員が次に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき、またはその恐れがあると判断される時。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費、賛助会費、寄付金、運営協力金、その他の拋出金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第3章 役員

(役員)

第13条 協議会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 運営委員 | 20名以内 |
| (4) 特別委員 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第14条 会長、副会長、運営委員及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 特別委員は、第4条の活動の円滑な推進を図るため、各行政関係機関に委嘱する。

(任 期)

第15条 役員は、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職 務)

第16条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。

3 運営委員及び特別委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のために、タウンマネージャーを置くことができるものとする。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会 議

(会 議)

第18条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) タウンマネジメント会議

第6章 総 会

(総 会)

第19条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、会員をもって構成する。

4 総会は、会員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 6 会長は、会員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

- 第20条 運営委員会は会長、副会長、運営委員、監事をもって構成する。
- 2 運営委員会は適宜開催し、タウンマネジメント会議を統括し、第4条の活動について協議・決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 4 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 5 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 運営委員会は、必要に応じ特別委員及び事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
 - 7 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

第8章 タウンマネジメント会議

(タウンマネジメント会議)

- 第21条 タウンマネジメント会議は、会長もしくはタウンマネージャーが必要に応じて招集し、タウンマネジメントに関する事項を協議する。

第9章 事務局

(事務局)

- 第22条 協議会の事務局は、事務所をパレットとつとり内に置く。

(事務局長及び職員)

- 第23条 事務局に、事務局長1人の他、必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

第10章 会計

(会計)

- 第24条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

- 第25条 協議会の運営は、会費、賛助会費、補助金、負担金、運営協力金及び事業収入、その他収入をもってあてる。
- (運営協力金)

- 第26条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第11章 解散

(解散)

- 第27条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附 則

- 1 本規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員任期は、平成20年3月31日までとする。但し、次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。

附 則

この改正は、平成22年12月13日から施行する。

(第20条改正)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(第21条改正)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(第1条・第21条・第22条改正)

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 住民ニーズなどの客観的現状分析

① 本基本計画の策定にあたって、次の主なアンケート調査などの結果を参考とした。

- ・鳥取市中心市街地活性化に関するアンケート調査（平成 29 年 2 月実施）
- ・とっとり若者地方創生会議の提言書（平成 29 年 3 月提出）

② 基本計画案に対する市民意見

地域住民の意見を把握するため、「鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）」に対するパブリックコメントを平成 29 年 10 月 18 日から平成 29 年 11 月 6 日まで実施し、寄せられ意見を本基本計画策定の参考とした。

③ 地元自治会・地元商店街振興組合との意見交換会の開催

中心市街地の地元自治会・地元商店街振興組合と、平成 29 年 9 月、計 10 回の意見交換会を開催した（5 地区の自治会、5 つの商店街振興組合）。多様な意見をいただき、計画策定の参考とした。

(2) 多様な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 大学との連携

- ・中心市街地における学生の活動拠点の設置や大学と商店街が連携したイベントが継続的に開催されるなど、地元大学生とともに中心市街地の活性化に取り組んでいる。
- ・中心市街地で増え続ける空き家や空き店舗の実態を地域住民と共有し、空き家等の活用をはじめ「住み心地の良い環境づくり」のためのアイデアを考えるワークショップを中心市街地の 2 地区で鳥取大学と共同開催するなど、大学の研究と連携した取り組みを進めている。

② まちづくり協議会（久松・遷喬・醇風・日進・明德・美保）との連携

- ・地域の課題解決や活性化に関する取り組みを住民自らが行うため、中心市街地の小学校区単位でまちづくり協議会が結成され、行政と協力し、さまざまな取り組みを実施している。

③ まちなかセミナーの開催

- ・鳥取市中心市街地活性化協議会の主催により、平成 29 年 3 月 1 日に千葉県柏市柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）センター長を招いた市民向けのミニシンポジウムを開催した。先進地の取り組みを通じて、駅を中心とした公・民・学連携によるまちづくりを学んだ。

④ 鳥取市中心市街地活性化協議会等との連携

- ・パレットとっとり運営、中心市街地活性化事業補助金、まち歩き事業などを円滑かつ効果的に展開するため、鳥取市中心市街地活性化協議会や鳥取商工会議所、各商店街振興組合、行政等でパレットとっとり運営協議会やイベント審査会、官民共同の実行委員会を立ち上げている。
- ・鳥取駅周辺への集客や回遊を生み出し、中心市街地の賑わい創出につなげるため、従来、

活用のなかった鳥取駅北口ケヤキ広場を会場とする「えきまえマルシェ」イベントを鳥取市中心市街地活性化協議会が主導し開催している。イベントの事業主体となる実行委員会へは、JR鳥取駅・シャミネ鳥取・鳥取大丸などの周辺関係者ととも鳥取大学・公立鳥取環境大学なども参加し、集客実績を上げている。

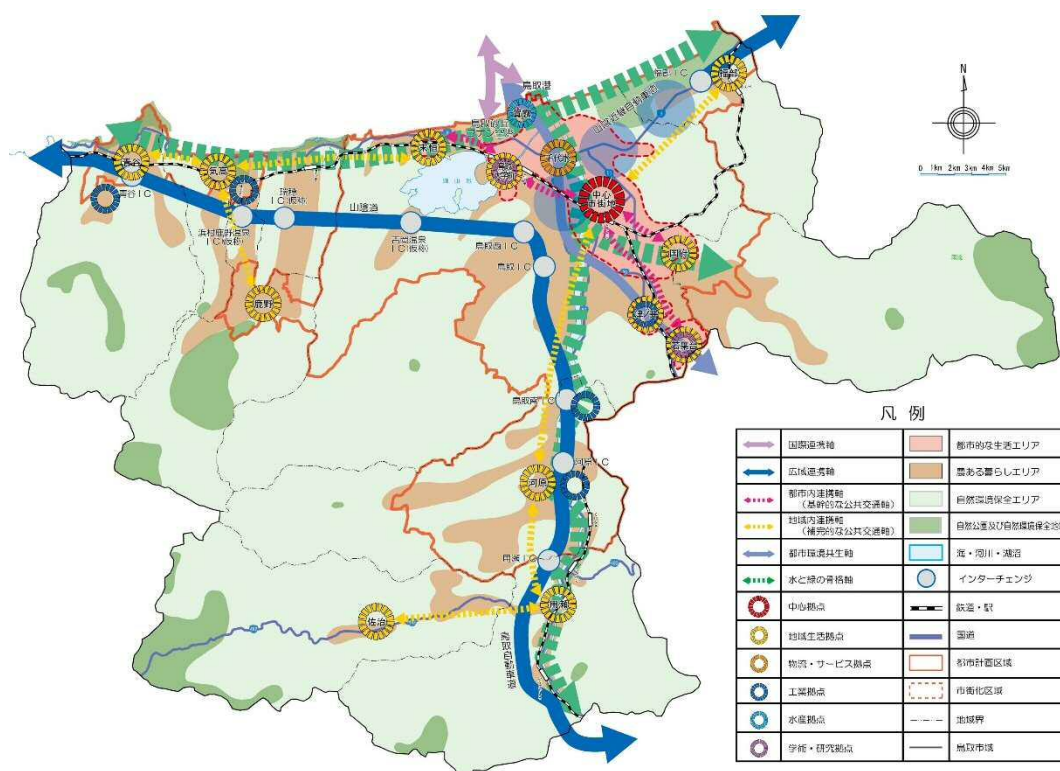
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

都市計画マスタープランにおいては、中心市街地を「中心拠点」として位置付け、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高度都市機能の集積を進め、山陰地方をリードする中核市としての求心力を高めることとしている。一方、総合支所周辺などを「地域生活拠点」とし、日常的なサービス施設などの集積を促進することとしている。そして、各拠点が提供するサービスを役割分担し、バスなどの公共交通で結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指している。

特に各種都市機能が既に集積し、人口密度も高く、公共交通の利便性が高い中心拠点においては、都市機能を特に集積させる区域として設定し、市域の中心として各種の高次都市機能の集積を促進することとしている。

図 10-1 将来の都市構造図（平成 29 年 3 月改定 鳥取市都市計画マスタープランより）



都市機能の集積や郊外開発の誘導・抑制に関する具体的な取り組みとして次のとおり展開している。

- ・旧ダイエー跡ビルをコンバージョンし、市役所駅南庁舎や市立中央図書館として活用している。（平成 13 年閉店→平成 16 年利用開始）
- ・鳥取生協病院並びに鳥取産業会館の移転建替先を中心市街地内とすることを本市が調整・協力し、建替えが完了している。
- ・準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例案について、都市計画審議会で承認、平成 19 年 9 月鳥取市議会における議決済み。平成 19 年 11 月 30 日から条例を施行している。

[2] 都市計画手法の活用

○準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、すべての準工業地域において、大規模集客施設（床面積 10,000 m²を超えるもの）の立地を制限するための特別用途地区を指定する「鳥取市特別用途地区建築条例」の制定について、平成 19 年 8 月 8 日に開催した鳥取市都市計画審議会において以下の方針を説明し、了承された。平成 19 年 9 月議会において条例案を提出し、平成 19 年 11 月 30 日から施行している。また、平成 29 年 9 月議会において、特別用途地区の区域内における立地制限を付ける建築物に、ナイトクラブを追加する条例改正案を提出し、平成 29 年 9 月 25 日から施行している。

なお、中心市街地においては土地の高度利用を積極的に推進するため、中心市街地内の準工業地域を近隣商業地域に変更している。

＜特別用途地区の都市計画決定の内容＞

地区の名称 : 大規模集客施設制限地区

地区の区域 : すべての準工業地域 (327ha)

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地の大規模ストックの活用状況

- ・いくつかの公共施設の移転や大型商業施設の閉店が見られたが、既存ストックの有効活用が積極的に図られてきた。
- ・平成 13 年に閉店した旧ダイエー鳥取店ビルを本市が取得し、市町村合併を期に市役所駅南庁舎にコンバージョンして平成 16 年 11 月に利用を開始した。また、平成 17 年 5 月には同建物内に市立中央図書館がオープンし、年間 40 万人を超す利用者を数えている。

表 10-1 大規模のストックの再活用状況

元の施設	閉店・閉鎖年	現在の施設	開店年
鳥取大学付属小・中学校	S60	県立図書館、県民文化会館	H2、H5
ダイエー鳥取駅南店	H13	鳥取市駅南庁舎、市立中央図書館等	H17

資料：鳥取市

(2) 公共公益施設等の立地状況

- ・鳥取県東部の中心として、国、県の機関が集中しているほか、多目的ホールや図書館等の大規模な文化施設が多く見られ、生涯学習や市民活動の拠点となる施設も多く集まっており、市民や周辺地域を含めた人々が交流・活動できる場が中心市街地に集中している。
- ・大学、高校等の学校やスポーツ施設、福祉施設は中心市街地の外に点在しており、鳥取大学を中心とした湖山地区や市の東南部に多い。
- ・鳥取生協病院や鳥取商工会議所は、いずれも中心市街地で建替えを実施した。また、鳥取赤十字病院は建替整備を進めている。
- ・市役所新本庁舎の移転整備を進めている。
- ・中核市への移行に伴い、県の施設として郊外に設置されていた保健所を、市の施設として中心市街地にある市役所駅南庁舎に設置する予定としている。

表 10-2 主な公共公益施設（中心市街地）

	施設名	設置者	移転等
公共機関	鳥取第一地方合同庁舎	国	
	鳥取第二地方合同庁舎	国	
	鳥取地方検察庁	国	
	鳥取年金事務所	特殊法人	
	鳥取労働局	国	
	ハローワーク鳥取	国	
	鳥取地方裁判所	国	
	鳥取森林管理署	国	
	鳥取県庁（本庁舎、第二庁舎）	県	
	鳥取市庁（本庁舎、第二庁舎、駅南庁舎）	市	H16 駅南庁舎新設
	鳥取県警察本部	県	
	鳥取消防署東町出張所	一部事務組合	
	鳥取中央郵便局	民	
	鳥取商工会議所	民	H20 建替え
文化・スポーツ施設	とりぎん文化会館	県	
	鳥取市民会館	市	
	鳥取県立図書館	県	
	鳥取県立公文書館	県	
	鳥取市立中央図書館	市	H17 移転新設
	鳥取県立博物館	県	
	わらべ館	県・市	
	城下町とっとり交流館「高砂屋」	市	
	鳥取市武道館	市	
	県民ふれあい会館（生涯学習センター）	県	
	鳥取市福祉文化会館	市	
市民活動拠点アクティブとっとり（さざんか会館内）	市		
医療・福祉施設	鳥取赤十字病院	民	H25 建替え着手
	鳥取生協病院	民	H19 移転新設
	鳥取産院	民	
	鳥取県東部歯科医師会休日急患歯科診療所	民	
	鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）	市	
	障害者福祉センター（さわやか会館）	市	
	高齢者福祉センター	市	
	鳥取中央地域包括センター（市駅南庁舎内）	市	
	久松保育園	公設民営	
	むつみ保育園	民	
	すぺーす Comodo（コモド）	民	
教育施設	愛真幼稚園	民	
	小さき花園幼稚園	民	
	鳥取第一幼稚園	民	
	鳥取ルーテル幼稚園	民	
	久松小学校	市	
	遷喬小学校	市	
	日進小学校	市	
	明德小学校	市	
	鳥取西高等学校	県	
	鳥取敬愛高等学校	民	

資料：鳥取市市勢要覧、鳥取県ホームページ

(3) 大規模集客施設の立地状況

- ・鳥取市内の1,000㎡以上の大規模小売店舗数は49店舗あり、うち3,000㎡以上は19店舗、10,000㎡以上は4店舗となっている。
- ・大規模小売店舗は、中心市街地と国道及び旧国道沿線に多く分布しているが、3,000㎡以上の施設については、中心市街地と国道29号沿線に集中している。
- ・中心市街地の3,000㎡以上の大規模小売店舗は、昭和43年から平成元年までに7店舗が進出したが、うち3店舗は平成13年までに閉店している。一方、郊外における大規模小売店舗は、平成3年以降増加を続けており、平成12年に進出したイオン鳥取北ショッピングセンターは平成19年10月に増床オープンしている。(増床後32,272㎡)

表 10-3 中心市街地における大規模小売店舗の出店経緯 (3,000㎡以上)

開店	店舗名	店舗面積 (㎡)	閉店等
昭和43年11月	トスク本店	5,691	
昭和47年8月	ダイエー鳥取店	6,258	平成元年9月閉店
昭和50年9月	鳥取大丸	11,862	
昭和54年10月	鳥取駅ショッピングプラザ (シャミネ)	2,234	平成26年3月減床開店 4,901→2,234
平成元年10月	鳥取ショッピングシティ (駅南イオン)	8,378	
平成元年10月	トボス鳥取店	6,258	平成11年11月閉店
平成元年11月	ダイエー駅南店 (鳥取駅南SC)	7,066	平成13年2月閉店

資料：鳥取市

表 10-4 郊外における大規模小売店舗の出店経緯 (3,000㎡以上)

開店	店舗名	店舗面積 (㎡)	増床予定等
昭和52年1月	ウシオ鳥取店	5,629	
平成3年7月	ナンバ鳥取店、ラムー鳥取店(H17.11)	8,199	平成17年11月増床 5,996→8,199
平成6年12月	カインズホーム鳥取店FCウシオ	15,996	
平成7年7月	ハウジングランドいない河原店	3,500	
平成9年4月	鳥取A・P・I (アピー)	5,971	
平成10年11月	J Aランド	3,646	
平成11年11月	けんこうらんどショッピングタウン	6,035	
平成12年4月	イオン鳥取北SCイーストコート	32,272	平成19年10月、全体の増床開店 19,821→32,272
平成12年7月	ジャスコ鳥取北SCウエストコート	11,240	
平成12年7月	マルイ宮長店	3,595	
平成17年11月	トリニティモール (Aゾーン)	3,449	平成18年2月増床 1,901→3,449
平成17年11月	トリニティモール (Bゾーン)	4,944	平成17年12月減床 6,074→4,944
平成21年10月	デオデオ新鳥取本店	4,761	
平成22年11月	ニトリ鳥取店	5,156	
平成25年10月	スーパーセンタートライアル鳥取千代水店	4,059	
平成25年12月	テックランドNew鳥取東店	4,193	

資料：鳥取市

表 10-5 店舗面積別にみた大型小売店舗数 (鳥取市内)

店舗	1,000㎡～	1,500㎡～	3,000㎡～	6,000㎡～	10,000㎡～	計
店舗数 (店)	12	18	12	3	4	49
店舗面積 (㎡)	15,327	38,654	54,594	22,612	71,370	202,557

資料：鳥取市

[4] 都市機能の集積のための事業等

1. 市街地の整備改善のための事業 (8 事業)
2. 都市福利施設を整備する事業 (9 事業)
3. 街なか居住の推進のための事業 (10 事業)
4. 経済活力の向上のための事業 (42 事業)
5. 公共交通機関の利便性の増進を図るための事業、特定事業 (9 事業)

事業名	1	2	3	4	5
市道駅前太平線芝生広場再整備事業	●				
鳥取駅南口中央駐車場整備事業	●				
幸町棒鼻公園整備事業	●				
緑化施設等整備事業	●				
天神町4号線整備事業	●				
市道扇幸町1号線整備事業	●				
市道弥生橋通り整備事業	●				
市道山の手通り整備事業	●				
パレットとっとり市民交流ホール運営事業		●			
地域交流センター整備事業		●			
まちなか子育て支援事業		●			
鳥取市役所本庁舎建設事業		●			
防災備蓄倉庫整備事業		●			
鳥取市役所駅南庁舎整備事業(健康づくり、子育て支援)		●			
鳥取赤十字病院整備事業		●			
ふれあいホール運営事業		●			
市役所現本庁舎等跡地活用調査検討事業		●			
リノベーションまちづくり事業			●	●	
遊休不動産利活用促進事業(地域おこし協力隊設置事業)			●	●	
既存ストック活用居住促進地域連携事業			●		
空き家情報バンク運営事業			●		
まちなか空き家改修支援事業			●		
住まいネットワーク事業			●		
UJターン促進事業			●		
まちなか居住アドバイザー派遣事業			●		
まちづくり協議会運営事業			●		
まちなか居住体験施設運営事業			●		
空き店舗対策事業				●	
商店街こぎわい形成促進事業				●	
大型イベント開催事業(鳥取しゃんしゃん祭・花と木のまつり・お城まつり・土曜市)				●	
中心市街地活性化イベント支援事業				●	
市道駅前太平線賑わい空間活用事業				●	●
まちなか美術展開催事業				●	
まちなか情報発信事業				●	
鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー等設置事業				●	
旧鳥根銀行鳥取支店ビル再生事業				●	
鳥取城跡大手登城路復元整備事業				●	
JR鳥取駅周辺エリア魅力向上事業				●	

事業名	1	2	3	4	5
まちなか夜間景観形成事業				●	
まちなかデジタルサイネージ設置事業				●	
まちなか観光推進事業				●	
インバウンド促進事業				●	
起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業				●	
まちなかベビーカー設置事業				●	
まち歩き推進事業				●	
駅南賑わい創出空間事業				●	
まちなか観光拠点整備事業				●	
学生まちなか活動拠点事業				●	
若桜街道商店街活性化事業				●	
鳥取本通商店街活性化事業				●	
コンベンション誘致・支援事業				●	
パレットとっとり運営事業				●	
智頭街道商店街活性化事業				●	
末広温泉町商店街活性化事業				●	
五臓固ビル運営事業				●	
文化観光施設等運営事業(高砂屋運営事業・仁風閣運営事業・わらべ館運営事業)				●	
観光ボランティアガイド事業				●	
袋川環境整備事業				●	
川端界隈活性化事業				●	
鹿野街道賑わい創出事業				●	
駅前周辺賑わい創出事業				●	
まるこわガーデン活用事業				●	
民藝館通り周辺活性化事業				●	
駅周辺機能強化調査検討事業				●	
まちなか観光促進事業				●	
中心市街地賑わい活力向上事業				●	
鳥取駅周辺フリーWi-Fi整備事業				●	
コミュニティバス購入事業					●
100円循環バス実証実験事業					●
100円循環バス「くる梨」ギヤッシュレス導入整備事業					●
EV(電気自動車)シェアリング事業					●
100円循環バス「くる梨」運行事業					●
レンタサイクルステーション整備事業					●
市宮駐輪場運営事業					●
まちなかシェアサイクル推進事業					●

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本基本計画に掲げる事業については、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであることに留意した。

○各事業における試行的な取り組み

・鳥取市 100 円循環バス「くる梨」運行事業

平成 14 年度から実験運行を開始した鳥取市 100 円循環バス事業は、乗降調査・アンケート調査によって運行コースの変更を行い、現在は本格運行している。年間約 38 万人の利用者があり、中心市街地の利便性向上に寄与している。

現在も利用者の意見等をもとに、運行コースの改善等を行っており、平成 19 年 10 月からは鳥取城跡周辺地域の運行を充実、平成 25 年度からは、現行の赤コース、青コースに加え、中心市街地区域内を南北方向に循環する緑コースを新設した。今後、令和元年度の市役所本庁舎の移転にあわせて運行経路の見直しを行う。

・鳥取駅前・賑わいのまちづくり実証事業

鳥取環状道路の開通により、中心市街地の自動車交通量が減少したこと、商店街(サンロードを含む街区)への鳥取駅からのアクセスが不便であること等を踏まえ、鳥取大丸前の車線数を減らし、道路空間を歩行者中心の賑わい空間とすることにより、商店街への鳥取駅からのアクセス改良と地区一帯の回遊性を向上させることを目的として実証実験を実施した。

期間は平成 20 年 10 月 4 日～13 日の 10 日間で、道路空間を天然芝のオープンカフェ、バザール広場とし、駅前交差点に臨時横断歩道を設置、民間駐車場と連携することによりまちなかパーク&ライド等を行った。

期間中の推計来街者数は約 10 万人にのぼり、休日では通常時の 4 倍の賑わいとなった。

・鳥取まちなか・賑わいのまちづくり実証事業

平成 20 年度の実証実験の結果を踏まえ、平成 21 年度では駅前通り(サンロードを含む街区)へエリアを拡大し、地域住民、地元商店街が主体となり道路空間を活用した駅前全体の賑わいの創出に取り組んだ。

期間は平成 21 年 9 月 14 日～23 日の 10 日間で、道路空間を部分的に芝生広場化してキッズコーナーや足湯を設置、時間貸駐車場の一部を無料開放した。

期間中の推計来街者数は約 16 万 7 千人にのぼり、休日では通常時の約 2.4 倍の賑わいとなった。

・鳥取まちなか・賑わいのまちづくり実証事業(まちなか交通実験)

だれもが自転車に危険を感じたり、駐輪に邪魔されることなく、安全で快適に通行することのできる環境づくりに向けたデータ収集を目的として、まちなか交通実験を実施した。

期間は平成 22 年 11 月 15 日からの 4 週間で、鳥取駅から袋川にいたる駅前通り、本通りの車道に自転車道、歩道に駐輪スペースを設置する道路空間の運用を行った。

実験に関するアンケートでは、自転車道の設置に関しては歩行者及び自転車利用者の 5 割

以上が肯定的な回答であった。また、車道幅員減少にもかかわらず、自動車の交通渋滞はほとんど生じなかったものの、ドライバーからは円滑な運行を阻害されたとの意見や、バス、タクシーの乗降客にとっての危険性の指摘があった。駐輪スペースの設置に関しては、自転車利用者の約8割が肯定的な回答であった。

・鳥取西町コーポラティブハウスモデル事業

中心市街地における空き地や駐車場などの低未利用地の増加や人口減少を受け、新たな住宅供給方式として、平成23年4月より、西町二丁目の市有地を活用した「定期借地方式によるコーポラティブハウスモデル事業」（事業者：まちムラの会）を実施した。

事業地は、近隣商業地域内の790.65㎡で、木造2階建て住宅5棟（床面積は一戸あたり100～120㎡）と、共有スペースが計画されており、平成24年12月から、5組の家族の中心市街地生活がスタートしている。

今後、これらの方式の民間への波及を目指している。

【2】都市計画等との調和

（1）第10次鳥取市総合計画（平成28年4月）

本市では、一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地と地域生活拠点を有機的に結ぶ多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めている。この中で、まちづくりを支える都市の姿として、中心市街地を次のように位置付けている。

「中心市街地は、行政、商業、医療、福祉、交通、教育、文化等の都市機能が集積した、本市ならびに鳥取県東部圏域の中心拠点です。

都市機能と居住の集積を活かした魅力と賑わいのある中心市街地への再生を進めます。」

また、中心市街地の活性化に係る施策として、①まちなか居住の推進、②商業の活性化、③鳥取駅周辺のにぎわいの創出、④鳥取城跡周辺の観光交流の促進、⑤遊休不動産を活用したまちづくりの推進、⑥魅力あるまちづくりの推進を挙げている。

（2）鳥取市都市計画マスタープラン（平成29年3月改定）

既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、身近な生活サービス機能が集積している総合支所周辺などを「地域生活拠点」と定め、各拠点が提供するサービスを役割分担し、各拠点やその他の集落地をバスなどの公共交通で効率的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指している。そのうえで、中心拠点を次のとおり位置付けている。

「中心市街地を「中心拠点」として位置付け、市域の中心として、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能の集積と新たな文化・産業の創出及びそれらが市域全域に波及するための環境づくりを進め、賑わいと活気ある山陰地方をリードする中核市としての「求心力」を高めます。

市域内外の人々が活発に交流する中心拠点として、公共交通の高いサービス水準を維持します。また、全市民が利用する高次都市機能の維持・充実と長期的な視点に基づく居住の促

進を図り、高い人口密度を維持します。」

また、中心拠点の整備方針として、①まちなか居住の推進、②商店街の活性化、③高次都市機能の集積、④交通環境の改善、⑤新たな賑わい空間の創出、⑥回遊性の向上を挙げている。

〔3〕 その他の事項

本市では、平成 27 年 9 月に「鳥取市人口ビジョン」及び「鳥取市創生総合戦略」を策定した。このうち鳥取市創生総合戦略では、次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’、誰もが活躍できる‘しごとづくり’、賑わいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’を3つの柱に掲げ、「郷土愛を育み人がつながるまちむら創生」を進めることにしている。このうち、賑わいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’においては、個性を生かした中山間地域、中心市街地の活性化を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりを推進することにしている。

また、本市の合併・周辺地域の中心である地域生活拠点と中心市街地を結ぶ公共交通の確保は、多極型ネットワーク型のコンパクトなまちづくりの実現のために重要な課題であり、本市独自の公共交通確保策の確立に向けて関係機関との連携を図っている。平成 24、25 年度に鳥取市南部地域、平成 28 年度に鳥取市南東部地域においてバス路線網の再編に向けた実証運行を行い、本格運行を開始している。

平成 26 年 2 月には鳥取城跡周辺における賑わいと交流を促進するため、「鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン」を策定した。中心市街地における観光客増や地域間交流の拡大をめざし、市街地のランドマークとなっている「史跡鳥取城跡」を貴重な観光資源と捉え、これを拠点とした市内周遊の実現を図る取り組みを進めている。

平成 28 年 7 月には「鳥取市スマートエネルギータウン構想」を策定し、エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進することにより、人口減少の進展や防災的な観点を見据えたまちづくりや、地域エネルギー産業の活性化、地域経済の好循環、雇用の創出など、地方創生を進める一つの柱として積極的に取り組んでいくこととしている。

このほか、平成 17 年 3 月に策定した「鳥取市次世代育成行動計画」を継承する「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、鳥取市の未来を担うすべての子どもが明るく健やかに成長できる都市を目指している。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	<p>「交流による活気のあるまち」、「誰もが豊かに暮らせるまち」の2つの基本方針を掲げ、官民が一体となって中心市街地の活性化を推進することを記載している。</p> <p>意義については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。</p> <p>目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。</p>
	認定の手續	<p>鳥取市中心市街地活性化協議会を組織し、協議会の意見を取り入れた基本計画を策定している。</p> <p>「9. -[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載。</p>
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	<p>中心市街地の位置及び区域は、都市機能が集積し、経済活力が盛んであるなど各要件を満たしている。</p> <p>「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。</p>
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	<p>市内部の庁内委員会や有識者で構成する計画検討委員会での検討や、鳥取市中心市街地活性化協議会との意見交換を行った。その他、市民政策コメントや、地元自治会並びに地元商店街振興組合との意見交換会等を実施した。そのうえで、鳥取市中心市街地活性化協議会からの意見を受けて計画を策定。</p> <p>「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」並びに「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。</p>
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	<p>本市の総合計画と都市計画マスタープランには、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現と都市機能の集積の考え方を明示しているほか、準工業地域全地域を対象とした大規模集客施設の立地制限を平成19年11月に都市計画決定した。</p> <p>「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載。</p>
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	<p>個別事業については、実践的・試行的活動に取り組んできた。第10次総合計画や都市計画マスタープランとの調和も図っている。</p> <p>「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載。</p>

第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現 するために必要な4から8 までの事業等が記載されて いること	「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層 のまちなか暮らしの促進」の達成のため、市街 地の整備改善をはじめとする必要な事業を記 載している。 「4.～8.－[2]具体的事業の内容」に記載。
	基本計画の実施が中心市街 地の活性化の実現に相当程 度寄与するものであること が合理的に説明されている こと	記載している事業の実施が、数値目標の達成 に寄与することを、具体的かつ合理的に説明し ている。 「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	概ねの事業について、事業主体が特定され、 実施主体を記載している。 「4.～8.－[2]具体的事業の内容」に記載。
	事業の実施スケジュールが 明確であること	概ねの事業について、令和4年度までの計画 期間内に完了、もしくは着手を見込んでおり、 実施時期を記載している。 「4.～8.－[2]具体的事業の内容」に記載。